

多様な施設の利用について（認可保育施設以外）

4月から保育施設のご利用をお考えの場合、以下施設のご利用も併せてご検討ください。

- ・幼稚園（新制度・従来制度）
- ・企業主導型保育施設
- ・認可外施設

それぞれの特徴、問い合わせ先等は下表をご覧ください。

市で受付・選考は行いません。ご利用にあたっては保護者様をご判断ください。

	幼稚園 (新制度(1号)・従来制度(新1号))	企業主導型保育施設 (認可外施設)	その他認可外施設
利用申込	・申込により各園でそれぞれ決定されます。		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳児～5歳児 ・満3歳児を受け入れている施設、4歳児からのみ受け入れている施設があります ・1日5時間程度の保育時間が基本 ・園によっては預かり保育を利用して保育所と同程度の時間利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市含め全国各地に設置 ・企業が従業員の福利厚生のため設置する施設ですが、<u>従業員以外でも利用できる「地域枠」が一部あります</u> ・対象年齢は0歳～5歳の間で各施設が設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市含め全国各地に設置 ・認可外保育施設の中で「無償化の確認認定」を受けている施設のみ保育料の無償化対象（上限あり）です ・対象年齢は0歳～5歳の間で各施設が設定
保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度園は無償 ・従来制度園は月25,700円を上限として無償 ・預かり保育を利用する場合は別途施設が定めた預かり保育料が必要（新2号認定を受けた児童は月11,300円、新3号認定を受けた児童は月16,300円を上限として償還） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が定めた保育料 ※国から認可施設と同程度の補助を受けています。実際の保育料については、各施設にご確認ください。 ※市への無償化の手続きは不要ですが、施設から「支給認定証」を依頼された場合は手続きが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が定めた保育料 ※無償化確認施設の3歳児～5歳児クラスは新2号認定を受ければ月37,000円を上限として償還 ※無償化確認施設の0歳児～2歳児クラスは新3号認定（非課税世帯のみ）を受ければ月42,000円を上限として償還
問合せ先 (近隣抜粋)	裏面「施設一覧」	「近隣地域での企業主導型保育施設一覧」 (本市分は「認可外保育施設一覧」をご覧ください。)	「認可外保育施設一覧」 ※一覧にない施設は無償化対象外の施設の可能性があります。各施設または、施設所在地の役所へ無償化対象施設かご確認ください。
備考	<u>ご利用にあたり、市で受付・選考は行いませんので、施設・空き状況・費用・手続き等詳細は必ず各園にお問合せください。</u>		

※上表の施設を利用された場合でも、すでに申込をされている認可施設につきましては、申込を辞退されない限り引き続き選考（利用調整）を行います。

※2号・3号認定の認定および認定証発行の手続きは事前に市へ書類提出が必要です。書類は窓口または市ホームページに掲載しています。

※新2号・新3号認定の認定および認定証発行の手続きは事前に書類提出が必要です。書類は入所する施設または市ホームページで入手し、利用する施設へ提出してください。

* 2号認定（満3歳～5歳児）・3号認定（0歳児～2歳児）

：保育所・こども園等を利用する子どもの保護者全員が月64時間以上の就労等保育を必要とする事由がある世帯の認定

* 新2号認定（3歳児～5歳児）

：幼稚園・認可外施設等を利用する子どもの保護者全員が月64時間以上の就労等保育を必要とする事由がある世帯の認定

* 新3号認定（0歳児～2歳児で市民税非課税世帯）

：幼稚園・認可外施設等を利用する子どもの保護者全員が月64時間以上の就労等保育を必要とする事由がある世帯の認定

※2・3号認定、新2・3号認定ともに保育を必要とする事由が「育児休業」の場合、新規認定はできません。

※制度の詳細については、豊中市ホームページに掲載の「豊中市教育・保育施設等利用のご案内」も参考にしてください。